

## REPORT II

# 成年後見制度が担う“自分らしい”QOL\*

- 介護の社会化から「身上監護」の社会化へ -

社会研究部門 阿部 崇  
abe@nli-research.co.jp

### 1. はじめに

介護保険制度が施行された2000年4月、同時に「成年後見制度」がスタートした。両制度は、高齢者の日常生活・意思決定を支える車の両輪として、その十分な利用が期待された。

介護保険制度は、従来からの介護サービス利用者が継続してサービスを利用し続ける前提があり、これまで高齢者介護を支えてきた老人医療および老人福祉からの移行という形ではあるが、施行初年度からの利用は順調に推移しているといえる。

他方、成年後見制度は、制度内容そのものの難しさや従来の禁治産制度の利用実績の少なさ等もあいまって、施行から4年弱を経過してもなお、制度の認知、利用とも進んでいない状況にある。

本稿では、成年後見制度の概要と現状を紹介した上で、制度に内在する問題点とともに、利用促進に向けた取り組みを考察する。

### 2. 成年後見制度の概要

成年後見制度は、痴呆や精神障害等により判断能力が不十分になった場合に、その判断能力

を補充し、権利を擁護する制度である。

#### (1) 法的成り立ち

根拠法は、「民法一部改正法」「任意後見契約に関する法律」「民法改正法の施行に伴う関係法整備に関する法律」「後見登記等に関する法律」である。

従来、この領域に関する法的保護は、民法の禁治産および準禁治産の制度によって行われていたが、その際の制度的な不備（保護内容の画一性、保護範囲の狭さ）や利用上の障害（戸籍への記載）等の問題点を是正するため、法手的に民法の改正という形で成年後見制度が誕生した。

しかし、制度の内容、および、超高齢社会を迎えるこれからの時期、また、介護保険制度となぜ同時期にスタートしたのかを踏まえれば、民法改正という手続きによる制度ではあるが、現状に対応した新制度の創設として、成年後見制度の施行自体の意義を十分に汲み取った理解や運用が必要であろうと考える。

-----  
\* Q O L : Quality of Life

(2) 制度内容

制度の具体的な性格は、「身上監護」と「財産管理」に大別される。身上監護とは、介護や施設入退所などの「生活一般」に関する支援であり、財産管理とは、文字通り、制度利用者の預貯金や不動産の管理、租税支払などの「財産の処分」に関する支援をいう。

これらは、法形式的に「後見」「保佐」「補助」「任意後見」という4区分で行われる。後見は

従来の禁治産、保佐は同じく準禁治産とほぼ同一内容である。補助は、新制度において、より軽度の精神上的障害がある場合も支援の対象とするために加えられた類型である。また、任意後見は、判断能力が不十分となった後の身上監護や財産管理について、前もって任意に自分の選んだ代理人と後見契約を結んでおく類型で、同じく新制度で導入されたものである。

図表 - 1 成年後見制度の概要

	法定後見			任意後見	
	後見	保佐	補助		
対象者	精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な者		
開始手続	申立権者による家庭裁判所への審判申立および開始の決定			公正証書による任意後見契約 任意後見監督人が選任され、後見開始	
申立権者	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長、任意後見受任者（任意後見人、任意後見監督人）				
本人の同意	不要	不要	必要		
名称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人	
	後見人等	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人	任意後見監督人
同意権・取消権	日常生活に関する行為以外の行為	民法12条1項所定の行為	申立の範囲内で家裁の定める「特定の法律行為」	契約に定めた「特定の法律行為」	
取消権（者）	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人	本人・任意後見人	
代理権	財産に関する全ての法律行為	申立の範囲内で家裁の定める「特定の法律行為」	申立の範囲内で家裁の定める「特定の法律行為」	契約に定めた「特定の法律行為」	
登記	後見人等の権限			任意契約の内容	
責務	本人の心身の状態および生活の状況に配慮する義務				

(資料) 法務省民事局参事官室資料を一部改変

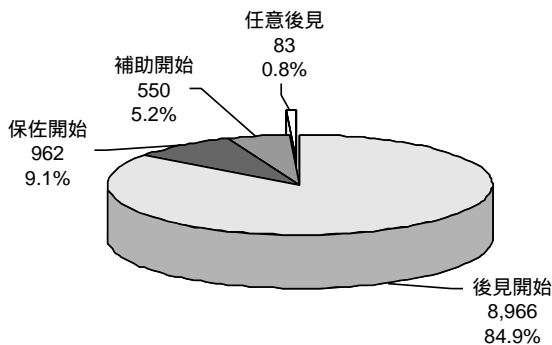
### 3. 利用の現状

成年後見制度の場合、介護保険制度と異なり、その性質上、具体的な利用状況に関する実態を把握することが困難であるため、最高裁判所事務総局家庭局がまとめた「成年後見関係事件の概況～平成14年4月から平成15年3月～」から、後見等の申立および開始の審判の現状を示す。

#### (1) 後見類型

まず、平成14年度1年間における後見開始、保佐開始、補助開始、および、任意後見監督人選任の各審判終局件数は合計10,561件であった。その内訳は、図表-2の通りである。なお、任意後見契約の登記件数は1,801件であった。(任意後見は契約後、任意後見監督人の選任審判があってはじめて後見事務がスタートする)

図表-2 終局件数の構成割合

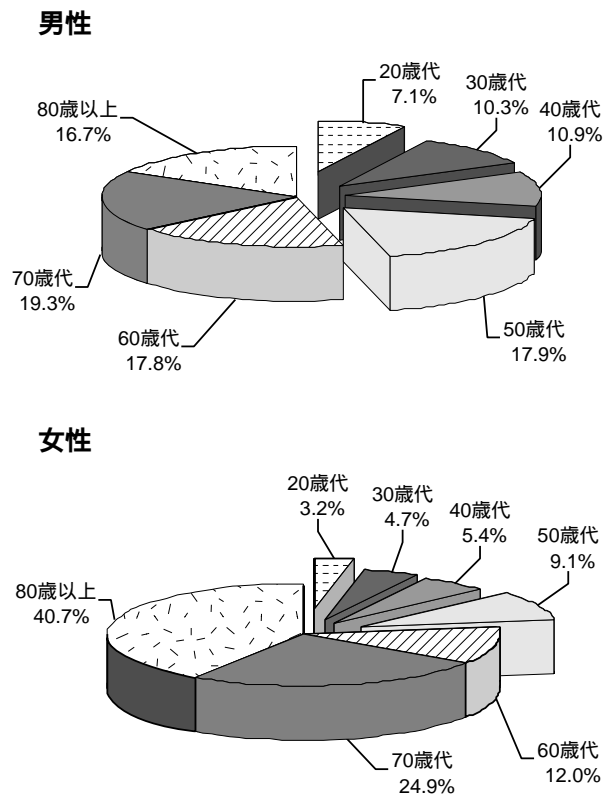


(資料) 最高裁判所「成年後見関係事件の概況～平成14年4月から平成15年3月～」

#### (2) 被後見人等の年齢構成

次に、被後見人等本人の年齢構成をみると、60歳以上の高齢者が、男性で約54%、女性では約77%を占めている(図表-3)。成年後見制度の利用は高齢者に限られたものではないが、やはり、介護保険制度との両輪たる性格を意識することが重要であろう。

図表-3 年齢階級の構成割合

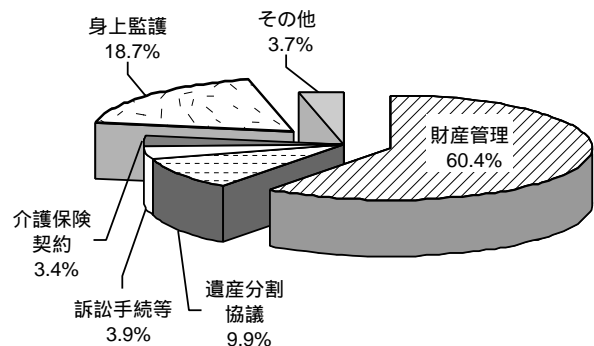


(資料) 図表-2に同じ

#### (3) 申立事由

次に、後見等の申立事由の構成をみると、「財産管理処分」が60.4%と最も多く、次いで「身上監護」18.7%、「遺産分割協議」9.9%の順になっている(図表-4)。成年後見制度が、財産管理を中心とした禁治産等制度を原型とすること、および、利用者側のニーズが財産管理に重点が置かれていることの現われといえる。

図表-4 申立事由の構成割合

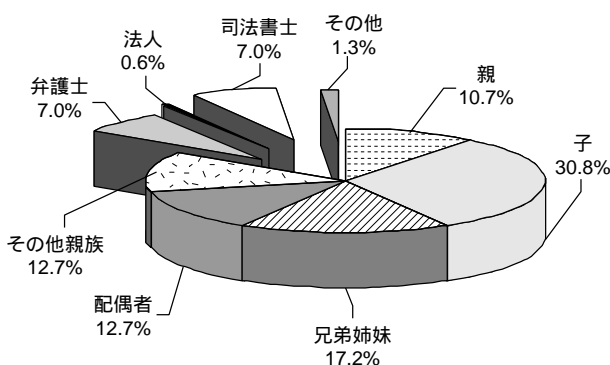


(資料) 図表-2に同じ

#### (4) 成年後見人等

最後に、実際に成年後見人等として選任された者と本人の関係をみると、「子」「兄弟姉妹」「配偶者」等の親族が約84%を占めている(図表-5)。ただし、親族以外の第三者は年々増加傾向にあり、「弁護士」は760件(対前年21%増)、「司法書士等」は814件(同106%増)となっている。また、法人の選任は62件(同32%増)であった。

図表-5 成年後見人等の構成割合



(資料) 図表-2に同じ

#### 4. 成年後見の本質

成年後見制度の成り立ち、および、施行3年間の利用実態をみると、その主たる機能は「財産管理」にあるかに見える。

しかし、成年後見制度が創設された本質は、超高齢社会を迎える時代背景、高齢者が契約主体となる介護保険制度との同時施行、自らの意思を託す人を自らの意思で選任する任意後見制度の採用等、制度内外の事情をみても、これまでの禁治産等制度とは異なり、高齢者等自身による意思決定を尊重する社会を目指すことにあると考えるべきであろう。すなわち、成年後見制度は「財産管理」から「身上監護」に、その重点を移行したと捉えるべきである。もちろん、このことは財産管理面を軽視するものではない。

「身上監護」とは、民法858条(図表-6)の解釈との関係で、一般的には「介護・生活維持に関する事項、住居の確保に関する事項、施設の入退所・処遇の監視、異議申立等に関する事項、医療に関する事項、教育・リハビリに関する事項等」の法律行為および付随する事実行為と考えられている。

図表-6 民法858条

#### 民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

保佐人について 同法876条の5

補助人について 同法876条の10

とすれば、成年後見制度は、判断能力が不十分な状態、また、不十分となったときの財産管理を、その機能の第一義とするのではなく、そのような状態であっても「自分らしく」生活し、「自分らしく」財産を処分していくための制度としての普及および理解が重要であろう。

超高齢社会を迎えるこれから、判断能力が不十分であっても可能な限り本人の意思決定が尊重され、社会に「自分らしく」とどまることが、高齢者自身にとって、また、社会全般にとっても望ましいと考える。

介護保険制度の目的は、高齢者の身体的支援を家族の手から社会全体へと移行させる、いわゆる「介護の社会化」にあった。身体介護や家事支援を必要とする高齢者を家族のみで支えていくことができなくなったためである。また、その実情に伴い、要介護高齢者の虐待等の社会問題が発生した背景もある。介護保険制度は、その理念の下で高齢者の身体面のQOLに一定

の成果を上げつつある。

次は、高齢者等の意思決定にかかる支援を社会全体へと移行させなければならない。判断能力が不十分となった高齢者等は、契約を中心とする経済社会において弱者となり、悪徳商法や詐欺による被害も急増している。そして、身体面と同様に、これらの状況はもはや家族のみでは支えていくことができなくなっているといえよう。成年後見制度によって「身上監護の社会化」を進め、高齢者等の意思決定面のQOLを向上させる必要性がここにある。

## 5. 成年後見制度の普及に向けて

### (1) 必要性（背景）

成年後見制度の利用は、施行後3年間で約3万件にのぼるが、介護保険利用者（要支援・要介護者）が約300万人、うち、判断能力が不十分と思われる痴呆要介護者が150万人、さらに、任意後見制度の利用可能性がある65歳以上の高齢者が約2,000万人であることを考えれば、極めて僅かである。国際的な議論において、成年後見制度の利用率は人口の1%程度が妥当とされていることからすれば、その普及は著しく低水準である。

そして、わが国の高齢社会の進展、特に痴呆性高齢者の急増とともに、それらを背景にサービス面のトラブル（例えば、漫然とした介護保険サービスの提供、画一的なケアプラン作成など）、金銭面のトラブル（例えば、悪徳商法や俺おれ詐欺など）が増加している現状に鑑みれば、成年後見制度の普及と利用の促進が急務である。

### (2) 構造的な問題

成年後見制度の普及がままならない要因とし

て、後見人等の絶対数が不足しているという事実がある。

介護保険制度では、約350万人の要介護高齢者に対し、実稼働しているケアマネージャーが約3万人、高齢者とケアマネージャーをつなぐ役割も持つホームヘルパーに至っては22万人になる。

他方、成年後見制度では、任意後見契約も含めて考えるとして、対象者は元気高齢者と合わせて2,000万人以上にのぼるが、専門家とされる職業後見人等は、先の最高裁の調査では1,500件である（複数人から選任されている可能性を考えれば、絶対人数としてはさらに減少すると思われる）。

制度利用対象者に対して、実際の後見を担う専門家の数が著しく少ないため、両者のアクセスが難しいことが考えられる。さらに、両者の間を橋渡しする存在（職種）も拠点（場所）もないことは、制度自体の認知や浸透を妨げている可能性がある。

### (3) 考えうる普及策

成年後見制度の内容について、分かり易く、かつ、利用し易い（接し易い）ものにする方策を考えたい。

もちろん、介護保険制度のように、制度を利用しなければ従来のサービスを継続することができない、といった外的要因によって普及させる方法もありうる。しかし、成年後見制度の場合、契約責任の定着（例えば、何となく家族が契約している状態の是正）や詐欺等の被害の増加を待つことになり、方法として妥当性を欠く。

とすれば、制度の普及を担う、利用者と専門家の橋渡し役の育成が最適ではないだろうか。同時に、それら人材が活躍するための拠点作りを進めるべきであろう。

## 6. おわりに

目的は成年後見の申立件数や利用実績の増加ではなく、あくまで、判断能力が不十分である高齢者等の意思決定の尊重である。高齢者等が「自分らしく」「自分の意思」で日常生活、ひいては人生を決めていくことを支援していかなければならない。そのとき、最終的手段としての

成年後見制度の利用を方向付ける「アドバイザー」的な人材が最も必要であろう（図表-7）。

アドバイザーによる成年後見の普及によって、「身上監護」の社会化を進め、より多くの高齢者等が、自らの意思決定のもとで生き生きとした生活を実現できる社会を築かなければならない。誇りをもって年齢を重ねられてこそ、世界一の長寿国と言えるのではないだろうか。

図表-7 成年後見制度の普及に向けて

